

マイナ保険証の有無

によって**交付**される
ものが異なります！



資格情報のお知らせの方



医療機関の受診には「マイナ保険証」をご利用ください。



健康保険証として利用
できるよう【登録済み】の
マイナンバーカード

※マイナ保険証の確認方法はチラシ裏面下部をご確認ください。

【医療機関等でカードの読取りができない場合】



資格情報のお知らせ

発行年月日 年 月 日
交付者 〇〇市
保険者番号 000000
有効期限 年 月 日
記号 番号 (枝番)
氏名
負担割合 発効期日 年 月 日
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

(イメージ)

または
マイナポータル画面

資格情報のお知らせの更新は、以下に当てはまる方に限り行われます。

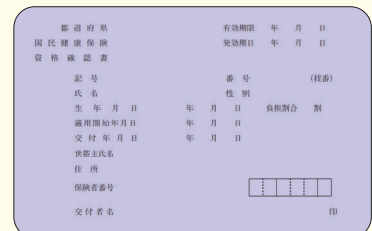
- 70～74歳の方(毎年度更新)
- 有効期限が記載されている方
- 負担割合が変更になった方

※ 資格情報のお知らせ(またはマイナポータル)のみでは、保険診療を受けることができません。

資格確認書の方

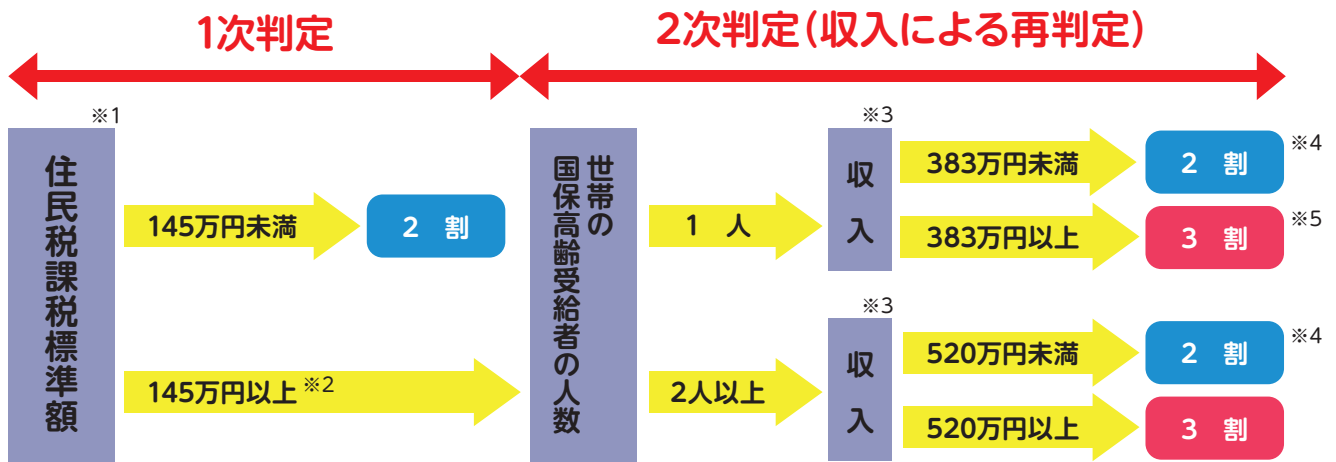


医療機関等の受診には
「資格確認書」をご利用ください。



- 有効期限があり、毎年交付されます。また、記載内容が変更になった場合にも書替交付されます。
- マイナ保険証での受診が困難で、資格確認書の交付を申請された方にも交付します。

70歳から74歳までの国保加入者(国保高齢受給者)の自己負担割合について



(注)「住民税課税標準額」は国保高齢受給者個人ごと、「収入」は世帯の国保高齢受給者の合計額です。

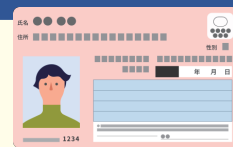
- ※1 住民税の計算において、収入金額から必要経費(公的年金等控除及び給与所得控除を含む)、各種控除(社会保険料控除、医療費控除など)を差し引いたあとの金額です。ただし、山林所得や、確定申告された特別控除後の分離課税所得(譲渡、株式、先物等)がある場合は、その金額が加算されます。
 なお、19歳未満で合計所得金額が38万円以下の国保加入者がいる場合には、16歳～19歳未満1人につき12万円、16歳未満1人につき33万円が計算上控除されます。
- ※2 世帯の国保高齢受給者で145万円以上の人がある場合には、「145万円以上」と判定されます。また、世帯の70歳から74歳までの国保加入者全員の旧ただし書き所得(総所得金額等一基礎控除)の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は2割となります。
- ※3 年金、給与、不動産、株式、配当などの必要経費控除前の金額(分離課税分を含む。)をいいます。
- ※4 負担割合が3割の資格確認書または資格情報のお知らせが送付された方については、「国民健康保険基準収入額適用申請書」を提出することにより自己負担割合が2割となります。(保険者により判定収入を把握できる場合は申請が不要な場合があります。)
- ※5 世帯の国保高齢受給者が1人であり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人との収入の合計金額が520万円未満の場合は、自己負担割合は2割(※4)となります。

マイナ保険証の確認方法



01

- ・スマートフォン
- ・マイナンバーカードを用意します



02

- 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします

03

- 「健康保険証」を押します

04

- 「未登録」もしくは「登録済」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

カードリーダーのある医療機関でも確認ができます

